

政令第十六号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十八条第二項及び第三項並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二百五条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（タクシー業務適正化特別措置法施行令の廃止）

第一条 タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）は、廃止する。

（道路運送法施行令の一部改正）

第二条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二章」の下に「、第二章の二」を加え、同項第二十一号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改め、同項第三十二号を同項第三十三号とし、同項第三十一号の次に次の一号を

加える。

三十二 旅客自動車運送適正化事業実施機関に関する権限（法第四十三条の二第一項の規定による区域の設定を除く。）

第一条第二項中「第二章」の下に「、第二章の二」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 法第四十三条の二第一項の規定による区域の設定

第六条中「第九十四条（第二項及び第四項）」を「第九十四条（第三項及び第五項（指定試験機関に係る部分に限る。））」に改める。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第三条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表の上欄中「並びにタクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）」

第五十二条第二項」を「、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十二条第

二項並びに特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特

別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第十七条の三第二項」に改める。

## 附 則

この政令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十七年十月一日から施行する。